

全苗連だより

Vol. 80 (2月号)

令和3年2月12日

発行：全国山林種苗協同組合連合会

Tel.03-3262-3071 Fax.03-3262-3074

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が2月9日に閣議決定されました

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(以下、間伐特措法という)につきましては、平成20年に公布・施行され、平成25年に延長されていました。

法律の概要ですが、そもそもは京都議定書の第一約束期間における森林吸収源の目標の達成に向け、平成24年度までの間における森林の間伐等を促進するため、特別の措置を講ずることを内容として、平成20年5月16日に公布・施行された法律でしたが、平成25年に延長され、その時に、「特定増殖事業」制度が生まれ、認定特定増殖事業者として大手が苗木生産者として参入するきっかけ(林業種苗法の特例措置)が定められたところでした。

2月9日の閣議において、この間伐特措法の一部を改正する法律案が閣議決定されました。今回の法律案は、森林の二酸化炭素吸収源としての機能の保全・強化を図るため、現行法による間伐等を促進するための交付金や、成長に優れた苗木(特定苗木)の増殖のための融資の特例等の支援措置を、令和12年度まで延長するとともに、成長に優れた苗木(特定苗木)を積極的に用いた再造林(特定植栽)を推進するために、植栽に適した区域における事業計画を認定し、その事業者には融資の特例を設ける等の措置を講ずるものです。この法律案により、パリ協定下における2030年度の我が国の森林吸収量目標の達成や、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献していくこととしています。

具体的な改正内容は、次の2点になります。

1 現行法による支援措置の延長

- (1) 市町村が策定する「特定間伐等促進計画」に基づく間伐等の実施に対する支援措置の期限を令和12(2030)年度まで10年間延長する。
- (2) 特定母樹の増殖を行う民間事業者等に対する林業・木材産業改善資金の償還期間の延長の特例等の支援措置の期限を令和12(2030)年度まで10年間延長する。

2 再造林を促進する措置の増設

特定母樹から育成された苗木(=「特定苗木」←法律で新たに定義された)を積極的に用いた再造林を計画的かつ効率的に推進するため、都道府県知事が、

- ① 自然的社会的条件からみて植栽に適した区域(特定植栽促進区域)を指定(注;「特定植栽」←特定苗木の植栽のこと。法律で新たに定義された)
- ② 区域内で特定苗木の植栽を実施しようとする林業事業者等が作成する計画(特定植栽事業計画)を認定

③ 計画の認定を受けた者に対し、林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講じる制度を創設する。

以上が、改正内容となります。

そして、2月10日から、次の政令案等がパブリックコメント手続きに付されました。

(1)森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

(2)森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

(3)特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針

(4)林業種苗法施行規則の一部を改正する省令

各政令案等本文につきましては、政府の総合窓口 e-Gov(イーガブ)のパブリックコメントのページ(下記URL)をご覧ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003270&Mode=0>

政令案等の中で、特に種苗生産者に係わるのは、「林業種苗法施行規則の一部を改正する省令」です。省令には、生産事業者表示票及び配布事業者表示票の定めがありますが、この度の改正案には表示票の記載事項に「特定苗木等の別」の追加があります。また、特定苗木以外の苗木については、苗木の銘柄に無花粉や少花粉、マツノザイセンチュウ抵抗性等の種苗の特性の記載追加があります。

なお、間伐特措法では平成 25 年から特定苗木(=特定母樹由来の苗木)が導入されたところですが、現在までのところその特定苗木の種や穂木の苗木生産者に対する供給が遅れています。現状では、特定苗木の生産・供給が進んでいないのが実態です。国や都道府県の管理する採種園や採穂園に加え、大手企業も参入した認定特定増殖事業者による種や穂木の本格的な供給が待たれています。

新型コロナウイルス感染症への対応について

・「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」、「事業継続に関する基本的なガイドライン」等の情報は、全苗連HPにUPしてあります

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」、「林業経営体における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」、「イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置」などの新型コロナウイルス感染症対策本部からの連絡事項等につきましては、情報がより次第速やかに全苗連 HPのインフォメーション並びに会員向けページにUPしてありますので、そちらをご確認願います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により種苗の生産等に支障が出る等があった場合は、速やかに全苗連までご連絡をお願いします。

全苗連・苗組の行事予定

R2.5.1～R3.3.31

令和2年度研修(苗木生産技術の向上等事業)【全苗連 HP“研修予定表”参照】

令和3年

2月16日 第2回中央需給調整協議会(林野庁)

2月18日 岩手県山林種苗協同組合通常総会(つなぎ温泉ホテル紫苑)

2月19日 第3回コンテナ苗生産技術等標準化に向けた調査委託事業検討委員会(日本森林技術協会)

2月22日 日本林業協会通常総会(石垣記念ホール)

2月24日 茨城県林業種苗協同組合通常総会(林業会館)

2月24日 林木育種成果発表会(森林総合研究所林木育種センター)(Web)

3月中旬 全苗連正副会長会議(調整中)

3月26日 林業薬剤協会第2回理事会(学会館)

9月2日～3日

第6回全苗連生産者の集い(福島県「とうほう・みんなの文化センター(福島県文化センター)」)